利付国庫債券（10年）（第362回）	0.1％	令和13年３月20日	21,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第96回）	2.1％	令和９年６月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第101回）	2.4％	令和10年３月20日	900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第102回）	2.4％	令和10年６月20日	1,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第103回）	2.3％	令和10年６月20日	1,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第104回）	2.1％	令和10年６月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第106回）	2.2％	令和10年９月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第109回）	1.9％	令和11年３月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第112回）	2.1％	令和11年６月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第114回）	2.1％	令和11年12月20日	7,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第116回）	2.2％	令和12年３月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第117回）	2.1％	令和12年３月20日	8,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第118回）	2.0％	令和12年６月20日	9,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第119回）	1.8％	令和12年６月20日	4,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第121回）	1.9％	令和12年９月20日	24,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第122回）	1.8％	令和12年９月20日	63,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第123回）	2.1％	令和12年12月20日	30,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0％	令和12年12月20日	33,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2％	令和13年３月20日	31,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第126回）	2.0％	令和13年３月20日	10,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第127回）	1.9％	令和13年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第３回）	2.3％	令和12年５月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第４回）	2.9％	令和12年11月20日	200,000,000円

○財務省告示第百七十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第363回、第364回、第365回及び第370回）、利付国庫債券（20年）（第128回、第129回、第130回、第132回、第133回、第135回、第136回、第137回、第138回、第139回、第140回、第143回、第144回、第145回、第148回、第150回、第156回、第158回、第159回及び第160回）及び利付国庫債券（30年）（第７回、第８回、第９回、第10回、第12回、第14回、第16回、第17回、第18回、第19回、第21回、第22回、第23回、第24回、第25回及び第26回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	額面金額で649,000,000,000円 内訳（別表のとおり）
7　払込金額	610,388,422,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年５月25日
11　発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12　利率	（別表のとおり）
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14　利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15　償還期限	（別表のとおり）
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年５月22日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年５月25日